

中国知財最新状況

中国における特許情報活用の重要性

特許庁 総務部普及支援課
特許情報企画室長
後谷 陽一

PROFILE

1987年特許庁入庁、1998年審判官、2000年技術審査委員、2001年(財)テクノマート、2002年(社)発明協会、2003年埼玉大学、2004～2007年(独)日本貿易振興機構北京事務所知的財産権部長を経て現職



1

はじめに

中国の経済発展は目覚ましく、日本企業の中国進出は盛んである。今や、日本企業にとって、中国は安い労働力を生かした生産拠点としての位置づけではなく、優秀な中国人研究者の雇用による開発拠点になりつつある。また、中国人民の購買力の上昇により、市場としての魅力も増している。中国企業の状況を見ると、技術レベルは急速に向上しており、世界市場に対して高品質な製品を供給する企業も育っており、日本企業にとって世界市場における競争相手になりつつある。

一方、日本企業は中国進出時の対応が不十分であり、特許情報を有効に利用するなどして、中国進出時の知財戦略を慎重に策定することが求められている。

2

中国の知的財産権保護の現状

中国は、数次にわたる知的財産権法の改正により、法制度は整備されてきている。しかしながら、法執行に関しては、北京や上海等の都市部では改善されつつあるものの、地方においては、不可解な執行が頻繁に行われている状況である。

表1 主な法律改正

2000年 8月	専利法(特許、実用、意匠)第2次改正
2001年10月	商標法第2次改正
2001年12月	WTO加盟発効
2008年 ?	専利法第3次改正(予定)
2009年 ?	商標法第3次改正(予定)

不可解な執行の原因としては、中国には国としての知財法以外に、各地方(主に省単位)が独自の知財法規を定めて、異なる運用をしていることが一因であるが、それ以上に問題なのは、地方の執行官や裁判官が知財法の知識に乏しく、また経験もないことから、間違った法解釈をしたり、更には、地元の開発を考慮するあまりに、法を無視して、地元有利な判決や行政執行を行うことである。併せて、弁護士や弁理士の質も低いため、日本企業は対策に苦慮している状況である。このような、中国の組織や人に起因する問題に加えて、日本企業側も多くの問題を抱えており、中国における知的財産権の対応を難しくしている。

3

日本企業の抱える問題

中国が研究開発拠点や市場へと変化するのに伴い、中国国内における知的財産権の重要性が高まってきているが、日本企業の多くは中国の変化に対応した知財戦略が十分にとれないでいる。

例えば、日本企業は中国において特許権の取得を十分に行っていないため、中国企業は、日本企業の技術を自由に使える状況となっており、日本企業は先行開発の優位性を生かすことができず、多額の研究開発投資の成果物を自由に利用され、中国企業の成長を無料でサポートする様な状況になってしまっている。

中国における知財戦略を策定している企業であっても、中国での先行技術調査や、中国企業の動向調査まで十分に行っていないことが多く、また、自らの出願内容の確認すら行っていない場合も多い。したがって、中国で自社製品を安定して販売するために欠かせない権利であっ

ても、包括的な出願をしていない場合が多く、本来の発明者であるにもかかわらず、逆に冒認等の悪意の権利取得者から警告を受けたり、行政機関から取締まりを受けてしまうといったような事案も発生している。また、出願時の翻訳の質の悪いことが原因で、権利侵害行為者に対しての裁判で敗訴したり、行政機関の救済を受けられないといったような状況が、少なからず発生している。

4 翻訳問題の原因

日本企業の中国における特許出願は、毎年20~30%の伸びを見せており、中国を重点的な権利取得が必要な国と考えるようになりつつある。しかしながら、単純に日本出願を中国語に翻訳しただけの出願が多く、中国の裁判や行政救済の状況を理解した、中国で強い権利を取得するための戦略的な出願がされていないのが現状であり、加えて翻訳の質も非常に低い。

翻訳の問題は、多くの場合、裁判や行政救済を求める段階になって初めてその所在に気づくことになる。例えば、日本と同じ権利範囲であることを前提に提訴したところ、適切な翻訳がされていなかったために、中国で取得した権利範囲が日本で取得したものと異なっており、結局敗訴するといった事例が散見される。また、中国出願時に内容の検証が不十分であったため、審査段階で無理な補正を行うことになり、裁判時に不適法な補正を指摘され、権利そのものが無効になるような事態も発生している。

翻訳の質が悪い原因としては、特定の専門用語に対応する漢字表記が一元化されていない、一つの漢字が多くの意味を持つ、時制がない、形容詞に比較文がない、単語と定型文との関係が明確ではない、といったような中国語の難しさもあるが、日本企業内に中国語の理解できる人が少ないため、翻訳を中国代理人に任せきりにして、

十分なチェックを行っていないことが最大の原因と思われる。多くの中国代理人は、日本企業からの指摘がないため、質の高い翻訳体制の構築を進めることはせず、技術内容を理解できない質の低い翻訳者を多数集めて、分業制により数をこなすといったような、質よりも量に重点をおいた翻訳を行っているのが現状である。

5 行使のできる権利取得に向けて

以上述べてきたように、日本企業が欧米に進出する際には普通に行っているであろう、事前調査や翻訳チェックを、中国への進出に際しては十分に行っていない企業が多いのが実態である。このような状態が続くと、日本企業は多くの資源を中国に配分し、中国での出願を増やしているにもかかわらず、結局のところ、中国では権利行使ができない状況に陥る可能性が高く、日本企業にとって中国進出の知財戦略を見直すことが急務と言える。

上述したような諸問題を解決していくためには、以下のような対策が必要と思われる。

- ① 徹底した翻訳のチェックによる、確実な権利取得
- ② 中国における事前調査（研究開発時、出願時）の実施
- ③ 地域（特に地方）毎の特徴の把握と対応

このような対策には、日本で得られる情報に基づくのみでは難しく、中国に知的財産権に詳しい駐在員を置くことが望まれるところである。しかしながら、多くの企業にとって専門の駐在員を配置することは簡単ではないため、中国に詳しい弁理士事務所や、特許情報会社等を利用して対応することになるが、この場合にも、代理人や調査会社に任せきりにせず、現地の情報を頻繁にとりながら指示を出すことを忘れなければ、相応の対応が出来るものと思われる。

表2 2006年の出願件数（国家知識産権局HPより）

	合計		発明		実用		意匠	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
合計	573,178	20%	210,490	21%	161,366	16%	201,322	23%
国内	470,342	23%	122,318	31%	159,997	16%	188,027	24%
国外	102,836	10%	88,172	10%	1,369	-8%	13,295	13%